

一般社団法人アジアデンタルフォーラム 定款細則

第1章 会員及び会費に関する規程

第1条（会員及び社員）

当法人の会員は、個人会員及び法人会員の2種類であり、個人会員及び法人会員を定款第5条第1項に定める社員とする。

（2）社員は、社員総会に出席し、議決権を有する。

第2条（会費）

当法人の会費は以下の通りとする。

- | | | |
|--------|------|------------------|
| （1）入会金 | 個人会員 | 2,000円 |
| | 法人会員 | 30,000円 |
| （2）会費 | 個人会員 | 年会費 10,000円（1口） |
| | 法人会員 | 年会費 100,000円（1口） |
- （ただし、法人会員は原則として3口以上とする。）

第3条（会費の納入方法）

当法人の会員は、毎年4月に一括して会費を納めるものとする。但し、年度途中で入会した会員については、入会時において、入会年度分の年会費を一括して納めるものとし、月割・日割計算等の計算はしないものとする。

2. 年度途中の退会の場合でも納めた会費は返還しないものとする。

第4条（会費の額の増減）

会費は当法人の運営状況により、増減することがあり、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

この定款細則は、平成23年12月1日から施行する。

第2条に規定されている、入会金については、アジアデンタルフォーラムに入会されていた会員については、徴収しないものとする。